

緻密な試験データ分析に基づき

合格講座

[全64回] 2時間35分／回

Web講師フレックス制

どなたでも【通学】横溝休日クラスのZoomライブ配信受講可能

INput

最新動向に対応し毎年改訂

重要ポイントが目で見えて分かる

合格講座
講義録

法律を初めて学ぶ方でも分かりやすいよう体系的に構成された【合格講座 講義録】をメインに、法律学習には欠かせない【合格六法】、さらには、講義録とリンクした【復習用ドリル】も付属。これらの教材を駆使することで知識の定着・確認作業が効率的に進められます。

① 出題状況

本試験で出題された年度に「○」を付けています。「○」の多い分野は、優先して学習する必要があるとところです。

② イメージ図で
理解しやすく

文章だけでは理解しにくい内容については、わかりやすい「図」を使って説明します。

③ MEMO

本文の内容を補足し、理解を促す内容をMEMOとして記載。

④ 過去問をチェック

実際の問題でどのように出題されているかを過去問で確認。

重要科目に比重を置いた実践的学習

最大の特長は、初めて法律を学ぶ方が理解に戸惑うことが多い「民法」「行政法」に重点を置いたカリキュラム。配点の高いこの2科目を重点的に攻略するとともに、独自の基準点をもつ「基礎知識」などの科目も合格に必要な知識をしっかりと網羅していきます。

Web受講は「講師フレックス制」で自分に合った講師を選択し受講することができます。さらに横溝慎一郎講師が担当する渋谷駅前本校休日クラスの講義をZoomライブ配信しますので、どなたでも自宅にいながリアルタイムで通学講義を受講いただけます。(→詳細はP.30-31へ)

LEC東京リーガルマインド

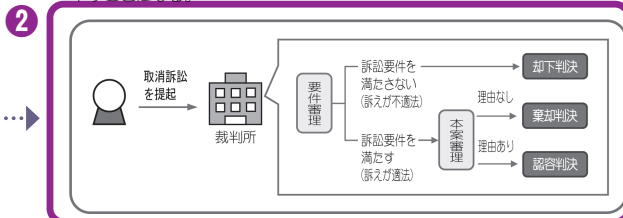
複製・頒布を禁じます

4. 取消訴訟の審理と判決

▼出題の状況

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

これまで説明してきたのは、取消訴訟の訴訟要件である。論理的な順序としては、裁判所は、(i)まず、訴訟要件を具備しているかどうかを審理する(要件審理)。訴訟要件を具備しているのであれば、次に、(ii)当該処分等に違法があるかどうかを審理する(本案審理)。この審理を経て、裁判所は、判決を下すことになる。



※ 要件審理を先に行い、そのうえで本案審理を行うというのは、あくまで論理的な順序であり、実際には同時並行で行われることもある。

1 取消訴訟の審理の対象

(1) 取消訴訟の訴訟物

訴訟における本案審理の対象のことを訴訟物という。

取消訴訟の訴訟物については、係争処分の違法性一般をいい、個々の違法事由ではないと解される。⇒ 2019-19-3

MEMO 行政庁の裁量処分については、裁量権の逸脱・濫用がある場合にのみ、当該処分が違法となる(30条参照)。

● 過去問 ●

行政庁の裁量行為に属する処分については、取消訴訟の対象とならない。
[998-38-4]

⇒ × 行政庁の裁量行為に属する処分であっても、裁量権の範囲をこえたはその濫用があった場合には、取消訴訟の対象となる(30条)。

281

message



2025年度行政書士試験 合格者の声

田中 敦世さん

講座の教材は、**学習効率を最大限に高める工夫**が随所に施されており、合格への最短距離を提示してくれました。

まず、テキストは視認性が高く、難解な法概念も平易に解説されており、スムーズな理解を助けてくれました。特に出題履歴の明示により、頻出項目が一目で判別できるため、強弱をつけた効率的な学習が可能です。

考え抜かれたメインテキスト



LECの合格講座講義録だけで、
法令5肢択一式問題の
85%が分かる!
(法令5肢択一式160点満点中136点)

行政書士とは

LEC東京リーガルマインド 複製・頒布を禁じます

(2) 違法判断の基準時

取消訴訟の本案で係争処分の違法性が審理される場合、その違法は、どの時点を基準に判断されるか。取消訴訟は、処分の適法性を事後的に審査するものであるから、**係争処分がなされた時点**を基準に違法性が判断される(最判昭27.1.25)。

(3) 取消しの理由の制限

条文

第10条 (取消しの理由の制限)

1 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。

2 処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。

趣旨

10条1項は、取消訴訟が自己の権利利益の救済を目的とすることにかんがみ、自己の法律上の利益に関係のない違法を主張できないことを定める。10条2項は、手続上の交通整理のため、裁決取消訴訟において処分の違法を主張できないこと(原処分主義)を定める。10条は、訴訟要件ではなく、**本案審理における原告の主張制限**について定めたものであるから、これに反する主張がなされると、**請求が棄却**される。

(a) 自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限

取消訴訟の原告は、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として、取消しを求めることができない(10条1項)。すなわち、原告適格が認められても、原告が「自己の法律上の利益に関係のない違法」のみを主張すれば、**請求が棄却**される。

⇒ 2019-19-3
⇒ 2018-42
⇒ 2016-17-7
⇒ 2013-14-5

MEMO (i) ここにいう「自己の法律上の利益に関係のない違法」とは、原告の権利利益を保護する趣旨で設けられたのではない法規に違反したのにすぎない違法をいう。(ii) 定期航空運送事業免許に対して騒音等の被害を受けている空港周辺住民が起こした取消訴訟において、原告が主張する定期航空運送事業免許の違法事由は騒音被害と無関係であるとして、10条1項により失当であるとした判例がある(最判平元.2.17/新潟空港事件)。

⑦ 関連する過去問を明記

本文を扱った過去問の年度と該当問題を紹介。

⑥ 趣旨

それぞれの条文が、どのような目的で作られたのかを説明しています。立法趣旨を確認することによって、条文の内容が理解しやすくなります。

⑤ 条文

法律の学習においては、条文の内容を正確に理解することが重要です。それぞれの条文の内容について、講義のなかで学習していくことになります。

2025年度本試験問題と合格講座講義録出題対応表

科目	問題	教材掲載ページ	科目	問題	教材掲載ページ
基礎法学	2-1	312	憲法	8-1	81
	2-3	313		8-2	68
	2-4	313		8-3	58
	2-5	313		8-4	79
	3-1	80		8-5	74
民法	3-3	93		9-イ	107
	3-4	88		9-エ	107
	3-5	193		10-1	88
	4-1	122		10-2	87
	4-2	126		10-3	87
	4-3	121		10-4	86
	4-4	128		11	157
	4-5	125		12-イ	164
	5	223		12-ウ	166
	6-1	237		12-エ	142
	6-2	217・236		13-1	135
	6-3	14		13-2	136
	6-4	238		13-3	130
	6-5	238		13-4	145
	7-1	11		13-5	133
	7-2	230		14-1	195
	7-3	240		14-2	210
	7-4	260		14-3	213
	7-5	281		14-4	210
行政法	27-1	18		14-5	196
	27-2	13		15	190
	27-3	16		16-1	201
	27-4	21		16-2	201
	27-5	20		16-3	201
	28-イ	64		16-4	203
	28-オ	62・82		16-5	202
	29-ア	138		17-1	249
	29-イ	138		17-2	249
	29-ウ	137		17-3	251
	30-2	183		17-4	249
	30-4	180・211		17-5	252
	31-2	297		18-1	276
	31-4	298		18-3	299・323
	31-5	298		18-4	276
	32-1	270		18-5	199
	32-2	269		19-ア	316
	32-3	267		19-イ	317
	32-4	265		19-エ	317
	32-5	265・272		19-オ	320
	33-ア	400		20-ア	339
	33-ウ	222・401		20-イ	329
	33-エ	401		20-ウ	333
	33-オ	228・401		20-エ	341
	34-1	141		21-1	355
	34-3	439		21-2	328・341
商法・会社法	34-4	438		21-3	354
	35-1	483		21-4	354
	35-2	483		21-5	332
	35-3	483		22-1	憲法164
	35-5	484		22-2	憲法171・289
	36-1	44		22-3	憲法173
	36-2	44		22-4	憲法273
	36-3	45		22-5	憲法173・288
	37-1	67		23-1	409
	37-2	74		23-2	405
	37-3	81		23-3	406
	37-4	71		23-4	408
	37-5	76		23-5	407
	38-1	151		24-ア	455
	38-2	159		24-イ	455
	38-3	152		24-ウ	455
	38-4	153		24-エ	456
	38-5	153		25-1	73
	39-1	129・166		25-2	162
	39-2	165		25-3	270
	39-3	166		25-4	288
	39-4	168		25-5	336
	39-5	169		26-2	基礎知識155
	40-ア	102		26-3	基礎知識155
	40-ウ	100		26-4	基礎知識156
	40-エ	95		26-5	基礎知識156

実践的カリキュラム

オリジナル教材

精鋭講師陣

受講スタイル・サポート制度

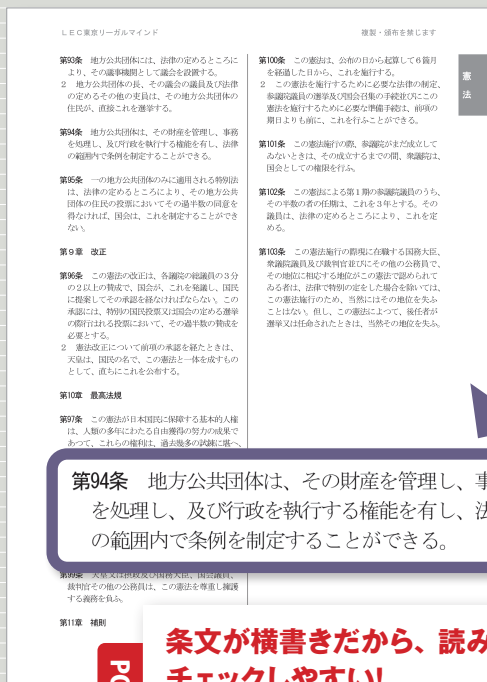
法律学習の必須アイテム

合格六法

指導歴42年のノウハウが詰まった合格バイブル

合格講座 講義録

Input



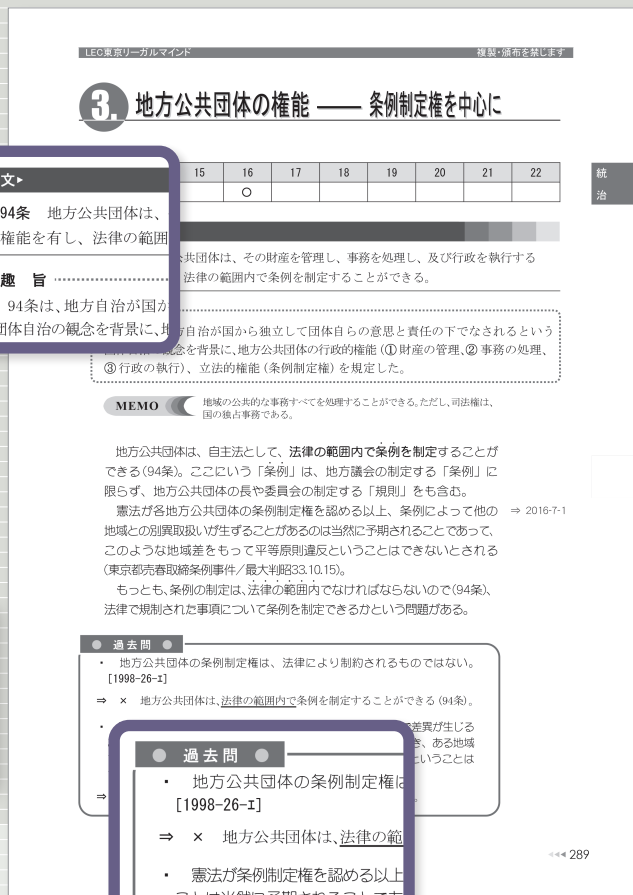
第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

条文が横書きだから、読みやすくチェックしやすい!!

ラインマーカーのチェックや書き込みに最適のレイアウトになっています。

POINT

LINK



3. 地方公共団体の権能 —— 条例制定権を中心に

第94条 地方公共団体は、権能を有し、法律の範囲内

趣旨 94条は、地方自治が国が地方自治の観念を背景に、地方公共団体の行政的権能 (① 財産の管理、② 事務の処理、③ 行政の執行、立法的権能 (条例制定権)) を規定した。

MEMO 地域の公共的な事務すべてを処理することができる。ただし、司法権は、国の独占事務である。

地方公共団体は、自主法として、**法律の範囲内で条例を制定**することができる (94条)。ここにいる「条例」は、地方議会の制定する「条例」に限らず、地方公共団体の長や委員会が制定する「規則」も含む。

憲法が各地方公共団体の条例制定権を認める以上、条例によって他の地域との別異取扱いが生ずることがあるのは当然に予期されることであって、このような地域差をもって平等原則違反ということはできないとされる (東京都赤城取壊条例事件/最大判昭33.10.15)。

もっとも、条例の制定は、法律の範囲内でなければならないので (94条)、法律で規制された事項について条例を制定できるかという問題がある。

過去問 地方公共団体の条例制定権は、法律により制約されるものではない。 [1998-26-1] ⇒ × 地方公共団体は、**法律の範囲内**で条例を制定することができる (94条)。

過去問 地方公共団体の条例制定権は、法律により制約されるものではない。 [1998-26-1] ⇒ × 地方公共団体は、**法律の範囲内**で条例を制定することができる (94条)。

憲法が条例制定権を認める以上、条例の内容をめぐり地域間で差異が生じることは当然に予期されることであるから、一定の行為の規制につき、ある地域でのみ罰則規定が置かれている場合でも、地域差のゆえに違憲ということではない。

体系別過去問演習の決定版

出る順ウォーク過去問題集

[法令編] [基礎知識編]



画像は2026年度版です。2027年度版は2027年2月頃で自宅へ発送いたします。

※「出る順ウォーク過去問題集」をお届けするまでの間は、9年分の過去問を収録した「過去問ピックアップ」をご利用ください。

LINK

問15 法の下での平等に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし、妥当でないものはどれか。

1 憲法が条例制定権を認める以上、条例の内容をめぐり地域間で差異が生じることは当然に予期されることであるから、一定の行為の規制につき、ある地域でのみ罰則規定が置かれている場合でも、地域差のゆえに違憲ということではない。

2 選挙制度を政党本位のものにするのも国会の裁量に含まれるもので、衆議院選挙において小選挙区選挙と比例代表選挙に重複候補で立候補できる者を、一定要件を満たした政党等に所属するものに限定することは、憲法に違反しない。

3 法定相続分について嫡出性の有無により差異を設ける規定は、相続時の補充的な規定であることを考慮しても、もはや合理性を有するとはいえず、憲法に違反する。

4 尊厳に対する殺人を、高度の社会的非難に当たるとして一般殺人とは区別して類型化し、法律上の加重要件とする規定を設けることは、それ自体が不合理な差別として憲法に違反する。

5 父性の推定の重複を回避し父子関係をめぐり競争を未然に防止するために、女性にのみ100日を超える再婚禁止期間を設けることは、立法目的との関係で合理性を欠き、憲法に違反する。

POINT

学習の早い段階から、過去問対策を! 実際の試験レベルの問題で演習することで本試験に対応できる、解答力が鍛えられます。

Output

リンク！

理解度・進捗度をチェック

復習用ドリル

問題(左)解説(右)が見開きで使いやすい!

行政書士とは

実践的カリキュラム

オリジナル教材

精鋭講師陣

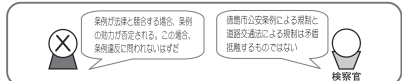
受講スタイル・サポート制度

LEC東京リーガルマインド 模範・練習を禁じます

判例・徳島市公安条例事件 (最大判昭 50. 9. 10)

事案

道路上の行進などは道路交通法で規制されているところ、徳島市公安条例でもデモ規制として、同じく道路上の行進を規制していた。Xは、徳島市内でデモ行進に参加した際に蛇行進をし、道路交通法および徳島市公安条例に違反するとして、起訴された。



争点

- 法律の規制事項を、条例が競合して規制することは94条に反しないか?

判旨

普通地方公共団体の制定する条例が国の法令に違反する場合には効力を有しないことは明らかであるが、**条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及効果と比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによって決しなければならない。**例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文規定がない場合でも、**(A) 当該法令全体からみて、当該規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例は、国の法令に違反することになりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも、(B) 条例が国の法令とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によって国の法令の意図する目的と効果をなら阻害しないときや、(C) 両者が同一目的であっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、条例が国の法令と条例の間になんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題とは生じないのである。**

道路交通法と本件公安条例が重複して集団行進等に対する道路交通秩序維持のための規制を行っている場合であっても、両者に矛盾抵触するところがなく、条例における重複規制がそれ自体としての特別の意義と効果を有し、かつ、その合理性が肯定される場合には、**道路交通法による規制は、このような条例による規制を否定、排除する趣旨ではなく、条例の規制の及ばない範囲においてのみ適用される趣旨のものとして解するのが相当であり、したがって、本件公安条例をもって道路交通法に違反するものということとはできない。**

290 ▶▶

290 ▶▶

POINT

一問一答問題集で知識の定着を図る! 毎講義後、学習した範囲を一問一答形式の問題を解いて理解度を確認。復習すべきポイントが見えてきます。

POINT

復習の優先度が分かる! 各問、重要度・難易度を表示。復習の優先度が目で見て分かります。

学習効率を追求したアウトプット教材

科目別答練 / 全日本行政書士公開模試・ファイナル模試

LINK

解説冊子が見開きだから、復習がしやすい!

問題(左)と解説(右)を見開きで対応しているので、同時に読み進めることで力がつきます。また、テキストの該当ページも掲載しているので復習しやすくなっています。

POINT

LEC東京リーガルマインド 模範・練習を禁じます

問題 25 次の文章は、ある最高裁判所の判決の一節である。文中の「ア」「イ」「エ」に当てはまる語句の組合せはどれか。

「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、……これを決しなければならない。例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することになりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも、後者が前者とは別の「ア」に基づく規律を意図するものであり、その適用によって前者の規定の意図する「イ」と「エ」をなら阻害することがないときや、両者が同一の「イ」に出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一「エ」の規制を施す「ア」ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する「ア」であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題とは生じないのである。」(最大判昭 50年 9月 10日 刑集 34巻 489頁以下)

	ア	イ	ウ	エ
1. 目的	要件	効果	内容	内容
2. 趣旨	目的	効果	内容	内容
3. 目的	趣旨	効果	目的	目的

合格講座講義録 [憲法・基礎法学] P. 290

LEC東京リーガルマインド 模範・練習を禁じます

問題 25 下の文章は、ある最高裁判所の判決の一節である。文中の「ア」「イ」「エ」に当てはまる語句の組合せはどれか。

「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、……これを決しなければならない。例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することになりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも、後者が前者とは別の「ア」目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によって前者の規定の意図する「イ」と「エ」をなら阻害することがないときや、両者が同一の「イ」に出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一「エ」の規制を施す「ア」ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する「ア」であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題とは生じないのである。」

以上より、アには「趣旨」、イには「目的」、ウには「効果」、エには「内容」が入り、正解は 2 となる。

重要度	難易度
B	普通

- 50 -

- 51 -

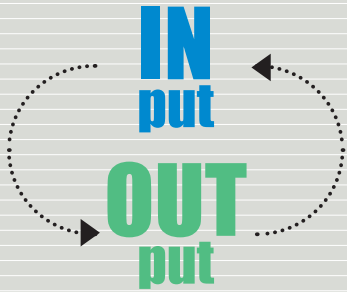
学習効率を追求したアウトプット教材

記述基礎力養成講座

[全4回] 2時間30分／回

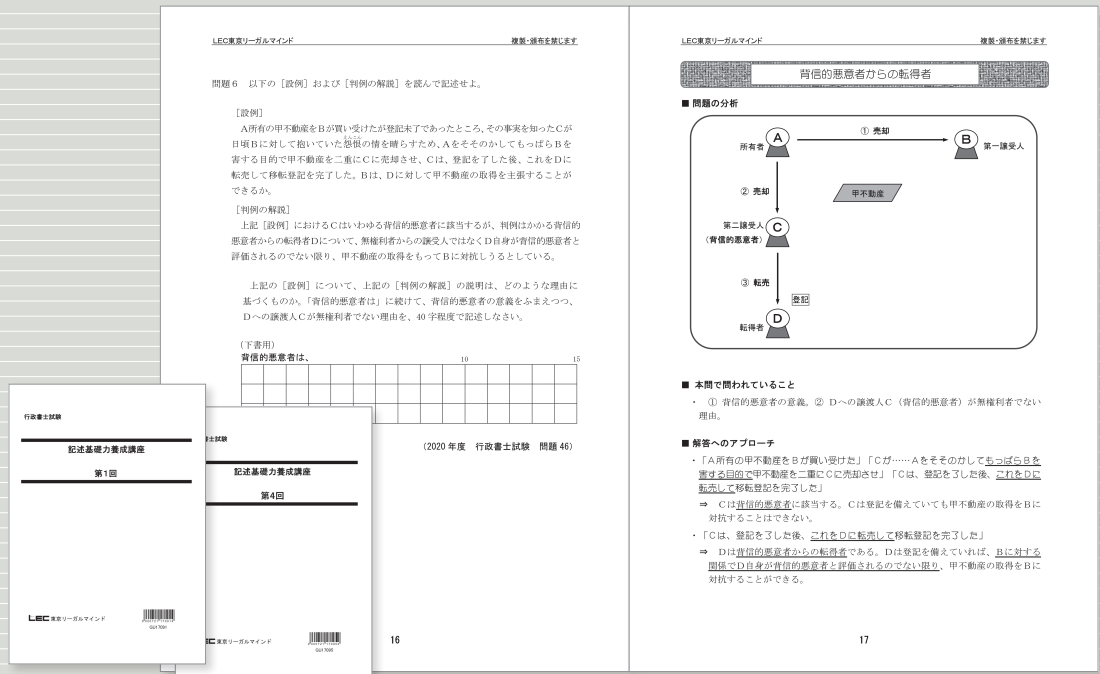
点数を取る為のコツを学ぶ!

記述式問題は、問題に対する解答を40字程度で記述する形式です。「択一式問題」を解くために身につけた知識を「記述式問題」を解く際にどう活かせばよいのか、点数がとれる答案を書けるようになるためのコツを問題演習を通して体得します。



各回9問、合計36問出題
過去問+オリジナル問題

記述式問題の「過去問」を中心に、記述式問題の「解き方」を確認しましょう。問題文に示されている情報を「図」にしています。どのような事案で、どのようなことを問われているのかを整理しましょう。



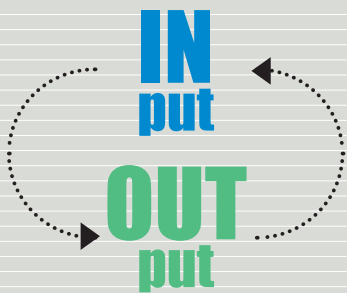
文章理解特訓講座

[全2回] 2時間30分／回

文章を読み解くテクニックを身につけ、得点源に変える!!

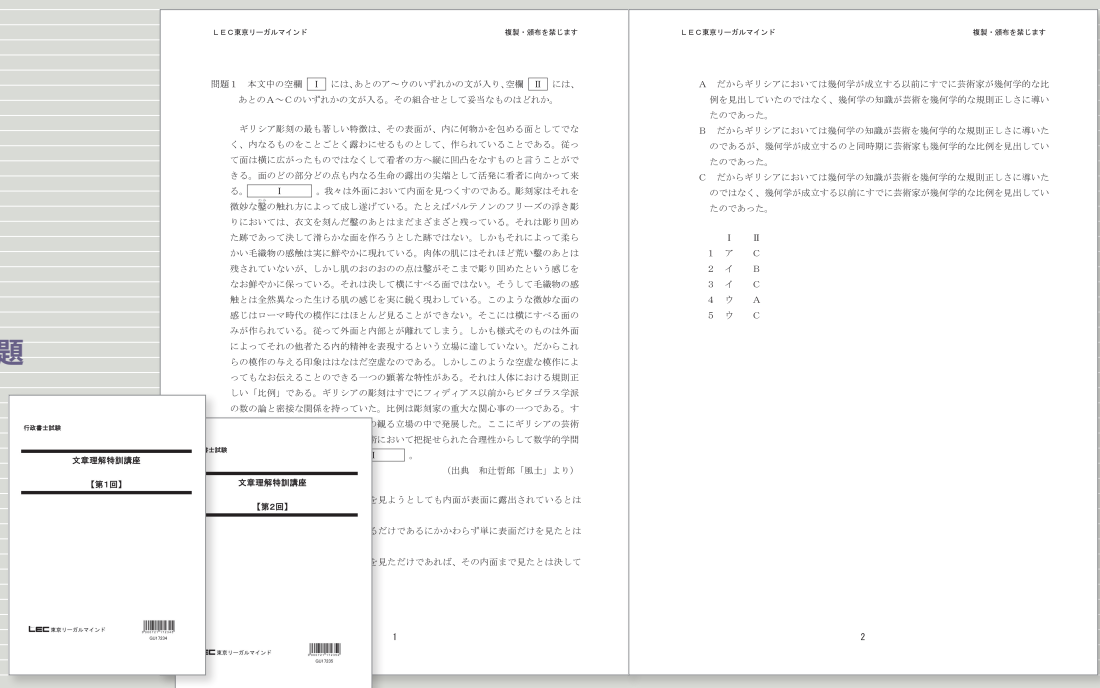
文章理解の問題の解き方を習得する講座です。文章理解の問題に20分も30分もかけてはいけません。文章理解は5分以内で解けます!

この講座では解法テクニックをお話ししていくとともに、法令科目の長文問題、多肢選択式問題、記述式問題にも応用できる力を身につけます。



各回14問、合計28問出題
様々な形式のオリジナル問題

「並べ替え」「空欄補充」から「要旨把握」まで、さまざまなタイプの文章理解の問題の解き方を学びます。基礎知識科目の基準点(14問中6問)を突破するためには、例年3問出題される文章理解を確実に得点するのが近道です。



7,004名※に選ばれた業界最大規模の模擬試験! ※2025年ファイナル模試申込者数

全日本行政書士公開模試 ファイナル模試

[全3回] 演習:3時間/解説:3時間

[全1回] 演習:3時間/解説:3時間

科目別答練

[全7回] 演習:1時間30分・解説:2時間

インプット⇒答練・模試⇒復習のサイクルで知識力の定着を図る!

知識のインプットをした後は、問題演習を行うことで、知識の定着度合いが明らかになります。演習でのミスは復習の指標となり、原点に立ち返って復習し直すことが更なる力を身につけることに繋がります。

Output

解説冊子が見開きだから、
復習がしやすい!

詳細な成績表で、
自分の弱点を把握できる!

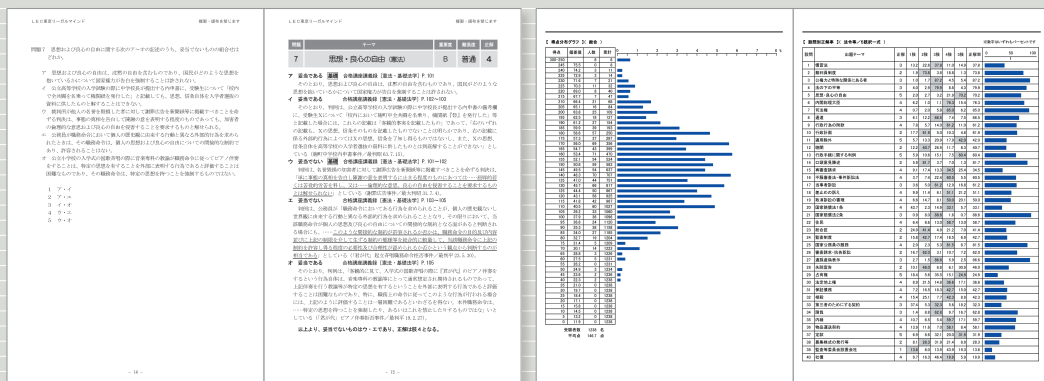
科目別答練

各回30問、合計210問出題
解答必須の基本問題

科目別の演習なので、全科目の学習を終えていなくても大丈夫。解説冊子には「合格講座講義録」の該当ページも記載されているので、復習を効率的に行うことができます。

■公開模試・ファイナル模試
本試験同様の模擬試験で、
実力把握・実践力強化!

本番さながらの雰囲気・緊張感の中で行う最後のシミュレーション。ここで弱点を炙り出し、本試験での死角をなくします。



POINT 問題(左)と解説(右)を見開きで対応させています。同時に読み進めることができるので、非常に便利です。また、各問、重要度・難易度を表示。復習の優先度が目で見て分かります。

POINT 得点分布図はもちろん、選択肢別の回答率、問題毎の正解率など、復習に役立つ情報が満載です。「正解率」の高いものから優先的に復習して、効率的な学習を実現しましょう!

インプットからアウトプットまで オールインワンのパーフェクトコース教材ラインナップ

受講ガイド

合格講座 講義録

合格講座 復習用ドリル

行政書士合格六法

記述基礎力養成レジュメ

文章理解特訓レジュメ

過去問ピックアップ

科目別答練 問題・解説冊子

本試験過去問題集

全日本公開模試 問題・解説冊子

ファイナル模試 問題・解説冊子

教材費は
受講料込み!
追加の費用は
かかりません!

※教材ラインナップの画像は、2026年合格目標向け講座で
使用した教材を中心に掲載しております。2027年合格目標講座では表紙のデザインや冊数が一部異なる場合も
ございますので、あらかじめご了承ください。
※「商法・会社法」「基礎知識」の過去問ピックアップは
ございません。ワーク過去問過去問題集をご利用ください。

行政書士とは

実践的カリキュラム

オリジナル教材

精鋭講師陣

受講スタイル・サポート制度